

保護者 各位

令和 2 年 3 月 1 8 日

都城市立山之口中学校  
校 長 永井 章造

山之口中学校の学校施設開放について（お知らせ）

春陽の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動のために格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業の措置がとられ、不用・不急の外出を控えていただいておりますが、国や県、都城市教育委員会からの方針

児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレス解消するために運動の機会を確保することが大切である。

したがって、児童生徒の安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことは一律に否定しない。

ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要である。

を受けて、学校の実状を踏まえ、3月23日からの4日間、学校施設を開放いたします。

つきましては、学校施設を開放するにあたり、下記の要領で実施いたしますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 開放期間 3月23日（月）～3月26日（木）の4日間  
**※ただし、23日、26日は午後のみ**
- 2 開放時間 10時～12時、 13時30分～15時30分
- 3 開放場所 運動場のみ ※雨天時は利用できません。
- 4 対象生徒 本校1，2年生
- 5 実施要領
  - ・ 自転車による登下校の際は、自転車通学のきまりを守り、ヘルメットを着用する。（※自転車小屋に駐輪する。）
  - ・ 服装は、中学校指定の体操服やジャージとする。
  - ・ 登下校時には、学校の事務室を訪ね、名簿に名前・使用時間等必要事項を記入する。（※運動時間は、最大2時間とする。）
  - ・ 運動に必要な道具類は、各自で用意し責任をもつ。（※スパイクは使用禁止です。）
  - ・ 使用後は、あと片付けや整理・整頓などしっかり行い、速やかに帰宅する。
  - ・ 以上の内容を守らない場合、感染拡大やけが防止のために必要な場合など使用を中止させる措置をとります。（※大人数で集まってする運動、人が密集する運動は控える。）